

特別児童扶養手当	<p>20歳未満で、政令で定める程度以上（中度程度）の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している人が受給できます。</p> <p>（※児童の生計を維持するいずれか一人。所得制限有り。）</p> <p>手当月額 1級 53,700円 2級 35,760円</p> <p>《問い合わせ先》 民生部子育て・地域福祉課 Tel：072-466-5013</p>
重度障害者在宅生活応援制度	<p>障害者の自立と社会参加に向け、重度障害者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障害者と同居している介護者への給付金を支給します。</p> <p>《対象者》</p> <p>療育手帳Aと身体障害者手帳1～2級を併せ持つ重度障害者と同居し、かつ報酬を得ないで重度障害者を介護している方。</p> <p>※障害者が①施設に入所、グループホームへの入居、医療機関に入院（付添が必要な場合を除く。）している時 ②特別障害者手当を受給した場合（障害者が20歳未満の場合は除く）には、受給資格がなくなります。</p> <p>手当月額 10,000円</p> <p>《問い合わせ先》 民生部高齢障害支援課 Tel：072-466-8813</p>
障害者扶養共済制度	<p>障害者の保護者が加入者となって掛金を納入し、加入者が死亡又は重度の障害を有することとなったときに、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。</p> <p>《加入できる人》</p> <p>身体障害者手帳（1～3級）・療育手帳（A・B）・精神障害者保健福祉手帳（1～2級）を有する人又はそれと同程度の永続的な障害がある障害者（児）の保護者で次の要件を満たしている人</p> <p>①65歳未満であること ②特別の病気や障害がない人</p> <p>《掛金》</p> <p>加入時の年齢によって決まっています。2口まで加入できます。</p> <p>《手続》</p> <p>加入者及び被加入者の住民票、加入申込者告知書、被加入者の障害証明書、年金管理者指定届書等</p> <p>《問い合わせ先》 民生部高齢障害支援課 Tel：072-466-8813</p>
生活福祉資金	<p>障害者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として、貸付を行う制度です。</p> <p>《種類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ・福祉資金（技能習得に係る費用、住宅の増改築に係る費用、自動車購入費に係る費用等） ・教育支援資金（教育支援費、修学支度費） <p>《問い合わせ》 田尻町社会福祉協議会 Tel：072-466-5015</p>